

身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業の実施

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金：「持続可能な権利擁護支援モデル事業」)

1 事業の目的

- 身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくりていくため、市町村において、①身寄りのない高齢者等の生活上の課題に関する包括的な相談・調整窓口の整備を行うとともに、②主に十分な資力がないなど、民間による支援を受けられない方を対象に総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の検証等を行う。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

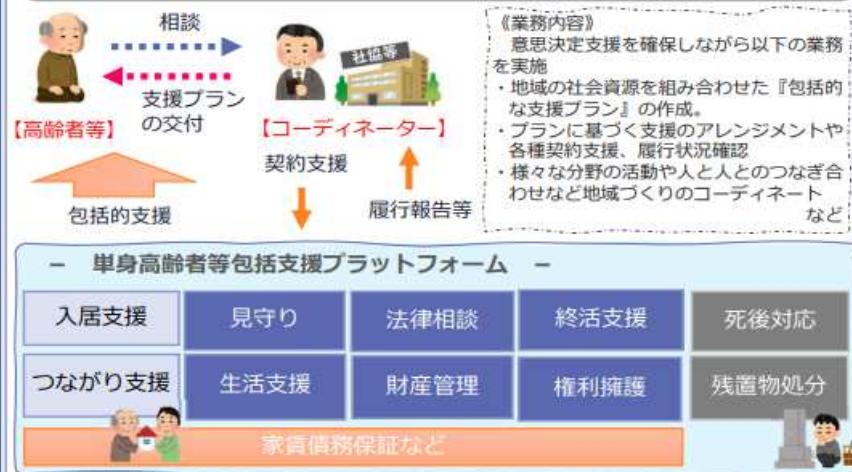
【実施主体】市町村（委託可）

【基準額】1自治体あたり 5,000千円／取組

【補助率】3/4

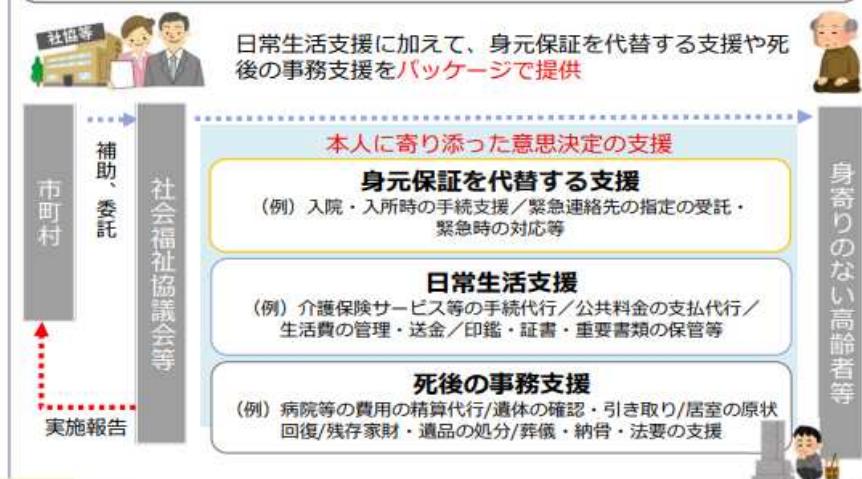
1. 包括的な相談・調整窓口の整備

身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、公的支援や民間事業者等が提供するサービスなど地域の社会資源を組み合わせた包括的支援のマネジメントや各種支援・契約の履行状況の確認等を行うコーディネーターを配置した相談・調整窓口を整備。



2. 総合的な支援パッケージを提供する取組

十分な資力がないなど民間による支援を受けられない方や社会資源が乏しい地域で生活する方が支援の狭間に落ちることのないよう、身寄りのない高齢者等を対象に、意思決定支援を確保しながら、日常生活支援に加えて、入院・入所時の身元保証を代替する支援や死後の事務支援を併せて提供する取組を実施。



誰もが安心して歳を重ねることができる「幸齢社会」づくりの実現

単身高齢者等の総合相談支援事業について (地域福祉推進区市町村包括補助事業)

目的

単身高齢者等の総合相談支援事業は、家族や親族がない又は家族や親族がいてもそれらの者から必要な支援を受けることができない高齢者又は障害者が日常生活を送る上で将来に生じるであろう医療、福祉等に関する諸問題に関し、高齢者等が将来にわたり安心して地域で生活を送ることができるよう、必要な相談対応や情報提供を行うことにより、本人の希望に基づき、自分らしく安心して人生の終えんを迎えるための支援を行うことを目的とする。

選択事業（サービスの充実） タ

① 相談窓口の設置運営 【必須事業】

- 一般相談
任意後見・関係機関などの案内、情報提供
 - 専門相談
弁護士、司法書士などの専門職による相談（遺言作成支援など）
- ※専門相談を実施することも要件

② 区市町村の独自取組 【任意事業】

- 普及啓発
エンディングノートの配布、「終活」の講演会
 - 「終活」情報登録
公的機関や必要な親族へ開示する情報の登録
 - 死後の事務
葬祭・埋葬の支援、遺品整理の支援
など
- ※利用料の設定可

■実施主体：区市町村（外部団体への委託・補助も可）

■事業の対象者：高齢者、障害者、その家族等

■補助基準額：1自治体当たり
10,000千円（「①相談窓口の設置運営」のみ実施）
20,000千円（「①相談窓口の設置運営」と②「独自取組」の両方を実施）

■補助率：1／2

■R7年度から基準額を
引き上げます。